



野辺地町 教育振興基本計画

第3期 令和2(2020)年度～令和6(2024)年度



野辺地町教育委員会
令和2年2月



目 次

I	はじめに	1
II	序論	
1	計画の策定にあたって	2
2	計画の位置付け	3
3	計画期間	3
4	計画の推進（事務事業の評価及び公表）	4
III	基本構想	
1	基本理念	5
2	基本目標	6
3	重点目標	6
IV	各分野の施策	
1	学校教育分野	7
2	社会教育・スポーツ分野	12
3	歴史・文化・芸術分野	16
V	資料編	19

I

はじめに

当町は、町民憲章の最初に「烏帽子岳のような誇り高い文化と教育の町をつくります。」と掲げているように、教育を特に大切にしてきました。

今日、人口減少に伴い、地域コミュニティの機能低下や経済活動の縮小が懸念される一方で、グローバル化の一層の進展、超スマート社会の到来など、これからの社会はますます予測が困難な時代となることから、教育が担う役割はますます大きくなるものと思われます。

そこで、当町では、郷土をより一層愛する心を持ち、生涯にわたり学ぶ力を持った、国内外で活躍できる「人財」を育成していくことを目標として、今後5年間における教育行政の指針となる新たな教育振興基本計画を作成しました。この計画では、これまでの取組を継承しつつ、更なる教育の発展のため、新たな施策にも取り組んでいくこととしております。学校教育分野においては、学校教育課指導室及び教育相談室の設置・運営、小・中・高の連携など、尚一層の教育の質の向上を目指します。また、児童数減少に即した学校の規模適正化を図るため、小学校統廃合についても、計画的に取り組んでいきます。社会教育・スポーツ分野においては、地域活動にかかわる人財の発掘・育成、総合型地域スポーツクラブの設立、国民スポーツ大会開催準備など、生涯学習環境の更なる充実と心身ともに健康な人づくり、地域づくりを目指していきます。そして、歴史・文化・芸術分野については先人から受け継がれてきたものを、絶やすことなく後世に残していく活動をより一層進めていきます。

これらを実現するためには、行政のみならず、町民や各種団体がそれぞれの役割に応じて協働で取り組んでいくことが望まれます。町教育委員会といたしましても、この計画の基本理念として掲げた目指す子供の姿を道標に、子供たちが大人になっても大いに活躍できるよう、生涯にわたっての教育振興に取り組んでまいります。

結びに、この計画の策定に当りまして、貴重な御意見、御提案をいただきました関係の皆様方に、深く感謝の意を表し心からお礼申し上げます。

野辺地町教育委員会

教育長 新 渡 幹 夫

令和2年2月

Ⅱ

序論

1 計画の策定にあたって

町教育委員会では、平成27年度から令和元年度までの5年間における教育の長期的な指針として平成27年2月に「第2期野辺地町教育振興計画」を策定したところですが、令和2年3月で当該計画の計画期間が終期を迎えることとなります。

一方、文部科学省は、平成30年6月に令和4年度までの5年間の第3期教育振興基本計画を策定し、県教育委員会においても、平成31年1月に令和5年度までの青森県教育振興基本計画を策定しております。

また、教育振興基本計画の上位計画である「野辺地町まちづくり総合計画」においては、現在の第5次計画の後期基本計画が令和2年度をもって満了になることから、現在、次期計画を策定しているところです。

以上のことを踏まえ、町教育委員会では、令和2年度から令和6年度までの5年間の教育行政の指針となる「第3期野辺地町教育振興基本計画」（以下「本計画」という。）を作成することとしました。なお、本計画は、外部有識者等から組織される「野辺地町教育構想検討委員会」に本計画の作成について諮問した後、提出された答申を基に策定したものとなります。



第2期野辺地町教育振興計画

2 計画の位置付け

本計画は、野辺地町まちづくり総合計画の下位計画として、教育分野の各施策を推進するための計画となります。

また、本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく当町における「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」となります。

さらに、本計画をもって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づく当町における「大綱」に代えることとします。

教育基本法（抄）

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（大綱の策定等）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

3 計画期間

令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）の5年間とします。

【参考】

国 … 第3期 教育振興基本計画

（平成30年度（2018年度）～令和4年度（2022年度））

県 … あおもりの今と未来をつくる人づくり

（令和元年度（2019年度）～令和5年度（2023年度））

4 計画の推進（事務事業の評価及び公表）

本計画の様々な施策についての具体的な事務事業の進捗状況や確認、さらに実施後の効果については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、年度ごとに野辺地町教育委員会事務評価委員会において点検及び評価を受けた上で、町議会へ報告するとともに、町ホームページにより広く周知を図るものとします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

平成30年度
教育委員会事務の点検及び評価報告書



令和2年1月
野辺地町教育委員会

教育委員会事務の点検及び評価報告書

Ⅲ

基本構想

1 基本理念

子供たちの確かな学力（知）、豊かな心（徳）、健やかな体（体）と、複雑化・多様化する社会の中で柔軟に生き抜く力を育むことを当町の教育における基本的な理念とします。

～ 町が目指す子供の姿～

かしこい〔知〕

世界へ漕ぎ出す、知恵の波が満ちる十符ヶ浦のような「かしこい野辺地っ子」

やさしい〔徳〕

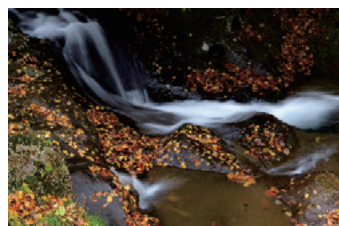
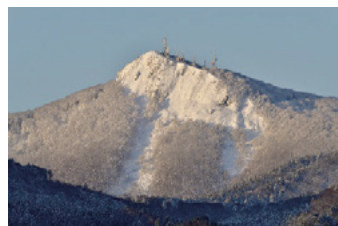
季節の彩りを楽しませ、心を和ませる愛宕山のような「やさしい野辺地っ子」

たくましい〔体〕

風雪に負けることなく、どっしりとした烏帽子岳のような「たくましい野辺地っ子」

しなやかな〔柔〕

時代の流れに沿って進み、涸れることのない野辺地川のような「しなやかな野辺地っ子」



2 基本目標

本計画の基本目標を次のとおりとし、学校、家庭、地域、関係機関・団体と連携しながら、「教育は人づくり」という視点に立って、各施策を積極的に推進します。

『郷土をますます愛し育む「人財」を育てる』

青森県では、“人は町にとっての「財（たから）」である”ことを基本的な考え方としており、当町もこれを踏まえて「人材」を「人財」と表記しています。

3 重点目標

各施策を実施するにあたり、特に重点を置く目標を次のとおりとし、一人一人の、生涯にわたり「可能性」に挑戦するために必要な力を育成します。

- 命の保証
- 学力の保証
- 基本的生活習慣の定着
- インクルーシブ教育の充実

【参考】

〔インクルーシブ教育〕 障がいのある子供の自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援する視点に立ち、障がいのある子供とない子供が可能な限り共に教育を受けること。

IV

各分野の施策

1 学校教育分野

1) 現状と課題

現代社会においては、少子化・人口減少、技術革新、グローバル化、子供の貧困、地域間格差等の社会状況の変化に伴い、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人財の育成が求められています。

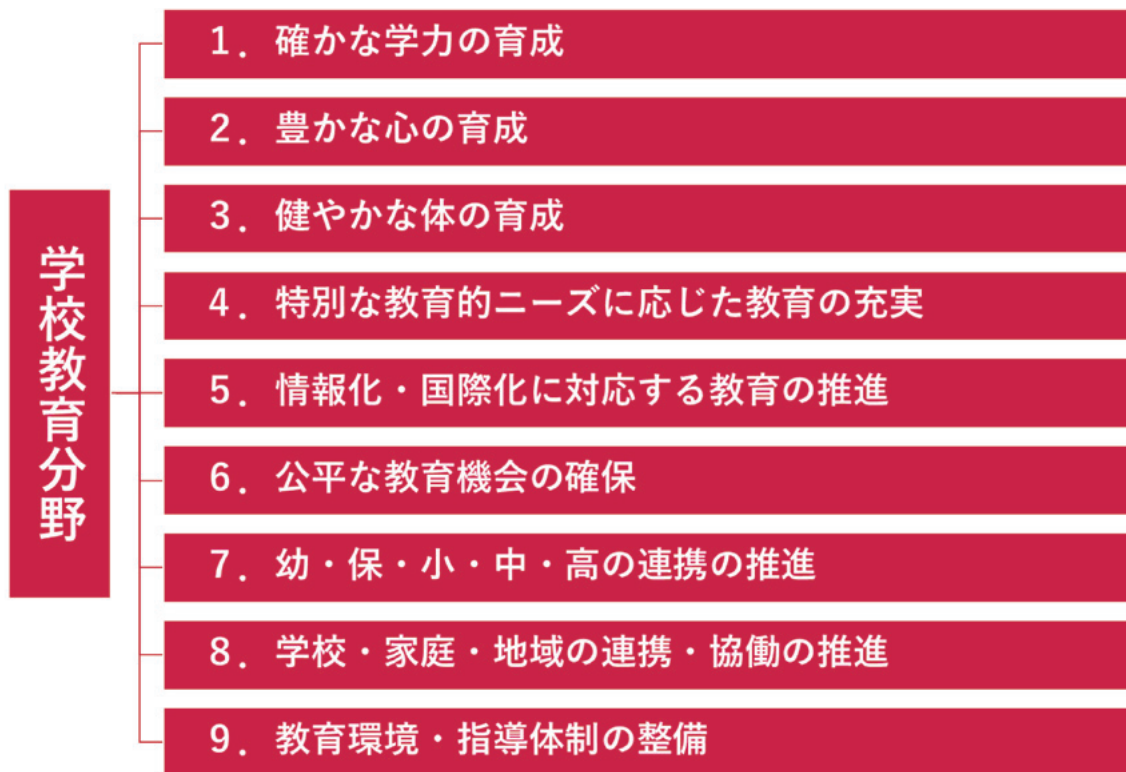
当町においては、町内小学校及び給食センターの老朽化や児童数減少が目下の課題であり、小学校の統合を基本とした、20年先30年先を見据えた教育の具体的な方向性を定め、推し進めていくことが急務となっています。

児童生徒の学力については、ICT の導入や学力向上指導員の配置によって一定の改善はみられるものの、引き続き重要課題となっていることから、平成30年度に新たに学校教育課指導室を設置し、学校教育全般の指導体制を整えながら、より質の高い教育の実践を図っています。また、平成31年度には、野辺地中学校の教員による小学校での理科の乗り入れ授業や小学校への英語専科教員の配置を実施しているところではありますが、今後も ICT 教育の充実や小・中・高の連携、効果的な外国語教育等、さらに教育の質を向上させる施策が求められています。

生徒指導面に目を向けると、平成30年度から教育相談室を設置し、不登校児童生徒への適応指導や家庭への訪問教育相談等を行っておりますが、依然として不登校児童生徒は一定数存在しています。今後も引き続き子供たちの心の居場所をつくるとともに、子育てについての悩みや不安を抱える保護者に対する相談支援等、家庭での教育を支える取組を尚一層推進していく必要があります。

これからも子供たちの郷土をより一層愛する心を育み、次世代の町を担う「人財」を育成するため、今一度、正義感等の普遍的なものの養成を大切にしながら、学校と地域の連携・協働体制を構築し、コミュニティ・スクールをはじめとした「地域とともにある学校づくり」を進めていくことが望まれております。

2) 基本施策



【施策の体系】

1. 確かな学力の育成

子供たちの基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体的に学び、課題を解決する力を育成します。

〔施策の展開〕

- 1 教師の指導力向上に向けた取組
- 2 きめ細やかな学習指導のための指導体制の工夫
- 3 児童の教科への関心を高め、学ぶことの楽しさを体験させる取組
- 4 児童の授業理解や学習意欲向上のために授業をサポートする支援員の配置

2. 豊かな心の育成

子供たちの豊かな情操や道徳心を培い、正義感、責任感、規範意識、自他の生命の尊重、自己肯定感・自己有用感、他者への思いやり、人間関係を築く力、自然を大切にし、環境保全に寄与する態度、自らの生き方を考える力を養います。

〔施策の展開〕

- 1 「特別の教科 道徳」を中心とした道徳的な態度の育成に向けた指導
- 2 いじめの調査の実施と早期発見・早期対応に向けた取組
- 3 不登校児童生徒解消に向けた取組
- 4 規範意識の育成に向けた特色ある活動
- 5 子供たちが幅広い世代とふれあう機会を増やす取組
- 6 社会的自立に必要な基盤となる態度を育成するキャリア教育

3. 健やかな体の育成

生活習慣や食に関する指導及び体育活動の充実を図り、子供たちが生涯にわたってたくましく生きるために必要な力を養います。

〔施策の展開〕

- 1 家庭と連携した、早期の基本的生活習慣の確立に向けた取組
- 2 子供の食に対する意識の向上に向けた取組
- 3 子供たちの健やかな成長に必要な、十分な栄養摂取に向けた取組
- 4 特色ある体育活動を行うための支援
- 5 安全・安心な魅力ある学校給食の提供

4. 特別な教育的ニーズに応じた教育の充実

障がいや不登校等の多様なニーズに丁寧に対応し、一人一人の子供の能力・可能性を最大限に伸ばす教育を実現します。

〔施策の展開〕

- 1 教育支援委員会を中心とした的確な就学指導の実施
- 2 特別な支援を必要とする児童生徒のためのスクールサポーターの配置
- 3 通級指導教室を中心とした、学習障害（LD）等の障がいを持つ児童生徒に対応した指導
- 4 個々の不登校児童生徒の状況に応じた教育相談室の運営
- 5 家庭や地域への各種相談窓口情報等の周知を強化し、支援の輪を広げる取組

5. 情報化・国際化に対応する教育の推進

子供たちの情報活用能力（情報モラルを含む。）を養うとともに、豊かな語学力・コミュニケーション能力、異文化理解の精神を育成します。

〔施策の展開〕

- 1 各教科における情報通信技術（ICT）活用に向けた取組
- 2 子供へ正しい情報モラルを身に付けさせるための指導
- 3 外国語指導助手（ALT）を活用した、外国語でコミュニケーションを図る資質・能力の育成
- 4 英語専科教員等による専門的な指導
- 5 子供たちが幅広い世代とふれあう機会を増やす取組

6. 公平な教育機会の確保

経済的・地理的条件に課題を抱えている子供に対し、公平な教育機会を確保するために必要な支援を行っていきます。

〔施策の展開〕

- 1 就学援助費、特別支援教育就学奨励費の支給
- 2 遠距離通学児童生徒に対するスクールバスの運行

7. 幼・保・小・中・高の連携の推進

幼・保・小・中・高の連携・協力・交流を推進し、情報を共有し合い、子供たちに多様な学びの場を提供することで活力ある個性豊かな教育活動を実施します。

〔施策の展開〕

- 1 野辺地町教育連携パートナーシップ協定に基づく各種施策の推進
- 2 町内の高校の魅力化を図るための取組

8. 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

学校・家庭・地域の連携のもと、良質できめ細やかな学校教育を行うため、保護者や地域住民の力を学校運営に生かす仕組みや、地域住民の参画による学校支援体制を構築します。

〔施策の展開〕

- 1 地域の力を学校運営に生かす取組
- 2 学校支援ボランティアの継続的な活動のための支援

9. 教育環境・指導体制の整備

知・徳・体のバランスのとれた子供を育成する教育を実現するために、安全で安心な教育環境を構築します。また、町内小学校の規模適正化に向けた取組を加速させます。

〔施策の展開〕

- 1 小学校の統廃合及びそのための新校舎の整備
- 2 教育施設の適正な管理
- 3 整備方針に基づいたICT環境整備
- 4 より質の高い地域学習のための社会科副読本の作成
- 5 教職員のメンタルヘルスの保持増進を図るための教育相談や多忙化解消のための取組



授業風景



2 社会教育・スポーツ分野

1) 現状と課題

急激な少子高齢化やグローバル化の進展に伴う、変化の激しい社会を生き抜くための力を身に付けた人財を育成するためには、学校・家庭・地域が連携・協働するための組織的・継続的な仕組みが必要不可欠となってきました。

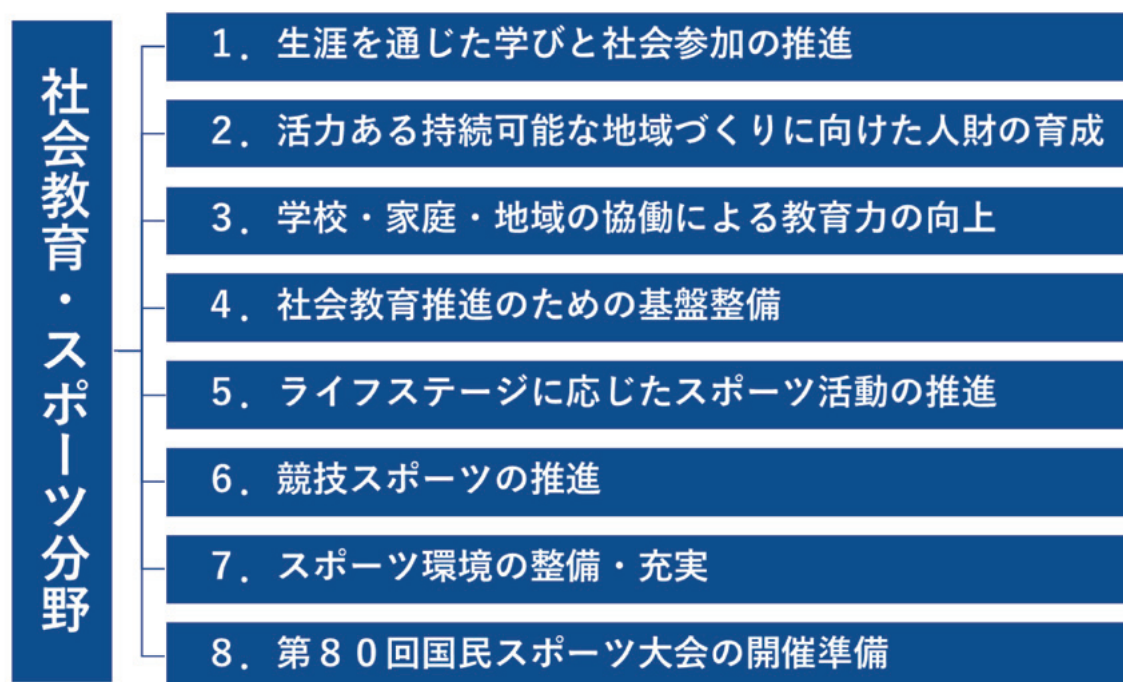
社会教育部門においては、地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する地域学校協働活動の充実、生涯学習・社会教育事業の実践者やコーディネーターなどの地域活動にかかわる人財発掘・育成・資質の向上が求められています。

スポーツ部門においては、健康や交流を目的に幅広い参加をめざしたスポーツプログラムの充実や選手強化・ジュニア期からの選手育成、さらには国内外での活躍を目指す取組などが求められる一方、気軽に親しめるような総合型地域スポーツクラブの設立が求められています。

また、2025年度に青森県で2回目となる、「第80回国民スポーツ大会」が開催されます。当町ではハンドボール競技の開催が決定しており、青森市との共同開催に向けて、幹事市町村として万全な準備体制を築いていかなければなりません。

さらには、社会教育・スポーツ施設においては、昭和50年代に整備された施設が多く、老朽化による設備の不具合が頻繁に発生している状況にあり、対策を進めていく必要があります。大規模改修や改築等の施設整備にあたっては、子供から大人、高齢者、障がいを持つ方など誰もが快適に利活用でき、多用途・多目的に対応できる施設にしていくことが最重要課題となっています。

2) 基本施策



【施策の体系】

1. 生涯を通じた学びと社会参加の推進

高齢者や障がいを持つ方を含む町民一人一人の主体的な学習活動の充実と、学びの成果を様々な地域活動へ生かすことのできる社会参加活動の支援の充実に努めます。

〔施策の展開〕

- 1 町民一人一人の多様なニーズに応じた学びの場の拡充と充実
- 2 学習成果を生かした社会参加活動の支援

2. 活力ある持続可能な地域づくりに向けた人財の育成

豊かで住みやすい地域社会と活力ある持続可能な地域コミュニティに向けて、地域活動に主体的に取り組む人財の発掘及び育成に努めます。

〔施策の展開〕

- 1 地域活動の実践者及びコーディネーターの養成
- 2 次代の地域を担う人財の育成
- 3 様々な団体や地域との交流による団体間ネットワークの構築支援

3. 学校・家庭・地域の協働による教育力の向上

学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしながら、連携・協働して子供を育む仕組みづくりや教育活動の充実に努めます。

〔施策の展開〕

- 1 学校と地域の協働による教育活動の促進
- 2 家庭教育支援の充実
- 3 家読の推進と子供の読書活動の充実
- 4 青少年の体験活動の充実
- 5 「ふれあい教育の日」・「家族ふれあい読書デー」の実施



4. 社会教育推進のための基盤整備

乳幼児から高齢者、障がいを持つ方を含む町民一人一人が気軽に学習できる場の実現のため、社会教育推進基盤の整備・充実に努めます。

〔施策の展開〕

- 1 社会教育委員等と連携した、社会教育推進体制の充実及び普及
- 2 社会教育関係職員の養成と資質の向上
- 3 社会教育関係団体等の活動の支援
- 4 実施計画に基づいた社会教育施設の設備改修及び機能の充実
- 5 障がいを持つ方に対応したバリアフリー対策の充実

5. ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

町民の心身両面にわたる健康の維持増進と体力の向上を図るとともに、町民スポーツの普及・奨励に努めます。

〔施策の展開〕

- 1 子供を取り巻くスポーツ環境の充実
- 2 高齢者及び障がいを持つ方のスポーツ活動の推進と振興
- 3 生涯にわたるスポーツ活動の推進



6. 競技スポーツの推進

競技選手強化策を充実するとともに、県大会、東北大会、全国大会を誘致するなど、競技力向上の対策に努めます。

〔施策の展開〕

- 1 各スポーツ団体の育成及び支援
- 2 選手の強化・育成のための各種スポーツ教室や大会の開催及び東北大会、全国大会で活躍できる選手や指導者の育成 生涯にわたるスポーツ活動の推進
- 3 県大会、東北大会、全国大会規模のスポーツ大会の開催
- 4 選手の競技力向上とスポーツ活動推進のための「大会派遣費事業」及び「競技スポーツ強化支援事業」の実施

7. スポーツ環境の整備・充実

町民が気軽にスポーツを楽しむことができるスポーツ環境の整備・充実に努めます。

〔施策の展開〕

- 1 スポーツ推進委員、各スポーツ団体と連携したスポーツ情報の収集と情報提供の実施
- 2 総合型地域スポーツクラブの設立に向けた取組の実施
- 3 実施計画に基づいたスポーツ施設の設備改修、整備及び機能の充実

8. 第80回国民スポーツ大会の開催準備

国民スポーツ大会ハンドボール競技の青森市との共同開催に向け、幹事市町村として、青森県準備委員会等と連携し進めます。

〔施策の展開〕

- 1 国民スポーツ大会の共同開催に向けた関係団体との連携
- 2 各競技の普及、競技力向上の推進



青森県小学生スキー大会



県民駅伝競争大会 野辺地町代表

3 歴史・文化・芸術分野

1) 現状と課題

野辺地町には、国指定重要文化財2点（土偶・赤漆塗木鉢）をはじめ、「野辺地の山車行事」や「常夜燈」など、地域の歴史や伝統が息づく多様な文化財が大事に保存・継承され、現在まで残されています。

近年では、北前船関連文化財の日本遺産認定や復元北前型弁才船「みちのく丸」の陸揚げ等、野辺地町の歴史を後世に伝えるための取組がなされています。

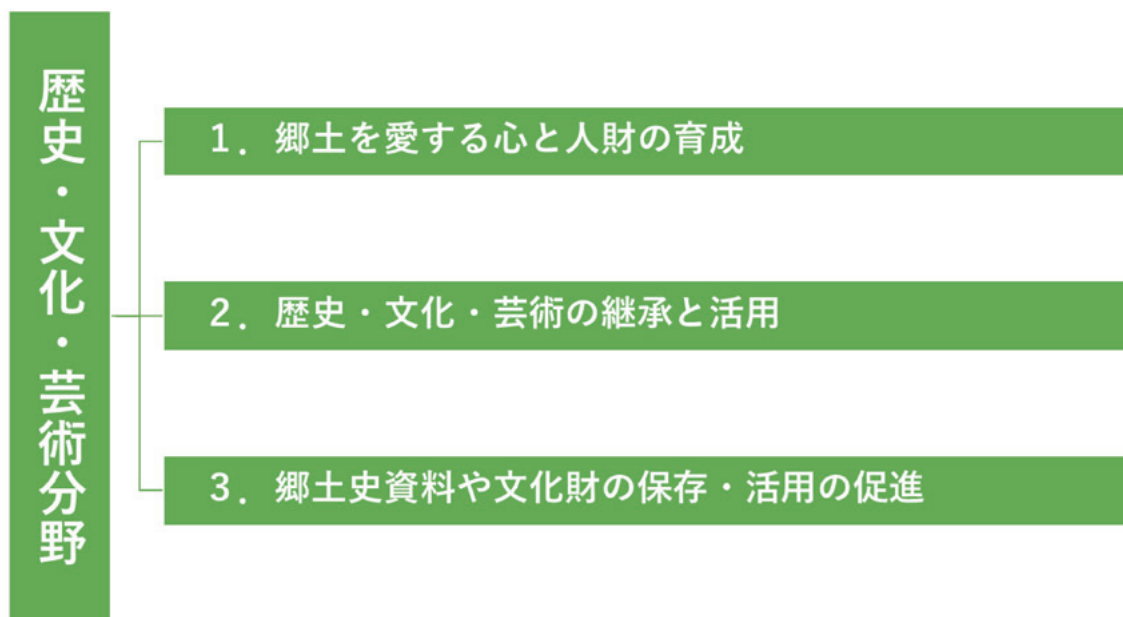
文化・芸術面では、中央公民館「みんなの教室」や「文化少年団」、図書館における「図書館サークル」等の主体的な学習活動が活発であり、「誇り高い文化の町」として各種活動の支援をしてきた成果を見て取ることができます。

一方で、少子高齢化や人口流出等の様々な社会情勢の変化を背景に、文化財の保護・活用を行う人財不足による文化財の滅失や散逸等の防止や、参加者の高齢化等による学習活動の休止が課題であり、先人から受け継がれてきた歴史・文化・芸術を、絶やすことなく後世に残していく活動がより一層求められています。

そのため、地域の特色ある文化財や伝統等の保存を図るため、文化財等を活用し文化財保護意識を育み後世に繋がる人財育成に努めるとともに、学校・生涯学習等の各種教育やまちづくりの取組に生かし、郷土に対する愛着心を醸成するための活用を図るなど、地域で保存・継承する心を育む取組を検討する必要があります。また、町民が持続可能な学習活動と社会参加活動ができるよう、より一層の支援に取り組むことが求められています。



2) 基本施策



【施策の体系】

1. 郷土を愛する心と人財の育成

郷土の歴史や文化を愛する心を育むため、子供の頃からふるさとの歴史・文化を身近に学ぶことができる環境づくりに努めます。

〔施策の展開〕

- 1 文化財や歴史を活用した教育・活動機会の充実、情報発信
- 2 町にある文化・芸能資源を有効活用する取組
- 3 各種まちづくり事業や学校教育及び社会教育活動への歴史・文化・芸術の活用を行う体制づくりの検討

2. 歴史・文化・芸術の継承と活用

文化・芸術・歴史を後世に継承していくため、民俗文化財、伝統芸能、文化に親しむ環境づくり、人財育成支援、情報発信に努めます。また、活用による新たな価値づくりと継承方法を検討します。

〔施策の展開〕

- 1 伝統芸能や民俗文化財の継承に向け、鑑賞や体験する機会の充実
- 2 伝統芸能や民俗文化財の情報発信と活用
- 3 継承方法の検討と継承人財の発掘及び育成支援

3. 郷土史資料や文化財の保存・活用の促進

郷土の歴史、民俗、産業、自然等に関する資料や地域の特色ある文化財、伝統等を適切に保護・保存するとともに、資料の公開・活用並びに情報発信に努めます。

〔施策の展開〕

- 1 郷土史資料の調査、収集、保存、公開、活用及び情報発信に取り組むとともに、図書館・資料館の発行する郷土史資料の利活用促進
- 2 地域の特色ある文化財等を活用した体験活動の充実
- 2 文化財の公有化や史跡案内看板・施設等の適切な修理や整備、充実



日本遺産文化財を知る校外学習



のへじ検定



野辺地の山車行事
(通称・のへじ祇園まつり)



板状立脚土偶
(愛称・縄文くらら)



資料編

計画策定の経過

○平成30年度

年月日・場所	会議内容等
平成30年7月26日(木) 【場所】町立図書館視聴覚室・中央公民館2階第3会議室	1. 基調講演 ・講師：青森中央学院大学 教授 高橋 興 氏 ・演題：人口減少が続く町のエデュケーション課題について考える 2. 第1回野辺地町教育構想検討委員会 ・委嘱状交付 ・検討事項等について ・副委員長の選出 ・スケジュールについて
平成30年10月24日(水) 【場所】中央公民館2階第1研修室	第2回野辺地町教育構想検討委員会 ・教育環境の調査・検討 ①学校別児童・生徒数の推計について ②小学校と中学校の年間維持費について ③小学校統合に係る学校規模について ④小規模特認校、学校選択制について ⑤小中一貫校、義務教育学校、小中連携教育について ⑥コミュニティ・スクールについて ⑦小中高連携（パートナーシップ協定）について
平成30年12月10日(月) 【場所】三戸町	行政視察 (※学校教育課職員が対応) ・小中一貫教育について ・三戸町教育委員会及び小中一貫三戸学園（三戸小学校、三戸中学校）を視察
平成30年12月26日(水) 【場所】中央公民館2階第1研修室	第3回野辺地町教育構想検討委員会 ・教育環境の調査・検討 ①第2回検討委員会のまとめ ②三戸町教育委員会行政視察の報告 ③統合小学校建設について ④コミュニティ・スクールについて
平成31年2月25日(月) 【場所】中央公民館2階第3会議室	第4回野辺地町教育構想検討委員会 ・教育環境の調査・検討 ①意見のまとめ

○令和元年度

年月日・場所	会議内容等
令和元年 6 月 20 日（木） 【場所】中央公民館 2 階 第 1 会議室	第 1 回野辺地町教育構想検討委員会 ・検討委員会設置要綱の改正 ・新委員長・副委員長の選出 ・教育長から検討委員会へ諮問 ・現状と課題について（グループワーク） ・基本理念について
令和元年 7 月 26 日（金） 【場所】中央公民館 2 階 第 1 会議室	第 2 回野辺地町教育構想検討委員会 ・政策・施策について ①学校教育分野（グループワーク）
令和元年 8 月 28 日（水） 【場所】中央公民館 2 階 第 1 会議室	第 3 回野辺地町教育構想検討委員会 ・政策・施策について ①社会教育・スポーツ分野（グループワーク）
令和元年 8 月 28 日（水） 【場所】野辺地小学校図書室	野辺地小学校保護者（PTA 役員）との意見交換会 （※学校教育課職員が対応）
令和元年 9 月 18 日（水） 【場所】中央公民館	若葉小学校保護者（PTA 役員）との意見交換会 （※学校教育課職員が対応）
令和元年 9 月 26 日（木） 【場所】中央公民館 2 階 第 1 会議室	第 4 回野辺地町教育構想検討委員会 ・政策・施策について ①歴史・文化・芸術分野（グループワーク）
令和元年 9 月 27 日（金） 【場所】野辺地中学校会議室	野辺地中学校保護者（PTA 役員）との意見交換会 （※学校教育課職員が対応）
令和元年 9 月 30 日（月） 【場所】馬門小学校校長室	馬門小学校保護者（PTA 役員）との意見交換会 （※学校教育課職員が対応）
令和元年 10 月 17 日（木） 【場所】中央公民館 2 階 第 1 会議室	第 5 回野辺地町教育構想検討委員会 ・各学校保護者（PTA 役員）との意見交換会の報告 ・第 3 期野辺地町教育振興基本計画（素案）について ・野辺地町立小学校の適正規模・適正配置について
令和元年 11 月 12 日（火） 【場所】中央公民館 2 階 第 1 会議室	第 6 回野辺地町教育構想検討委員会 ・第 3 期野辺地町教育振興基本計画（最終案）について ・町立小学校適正規模・適正配置に関する基本方針（素案）について（グループワーク）

年月日・場所	会議内容等
令和元年 11 月 22 日(金) ～12 月 2 日(月)	野辺地町教育構想検討委員会書面協議 ・町立小学校適正規模・適正配置に関する基本方針 (最終案)について
令和元年 12 月 4 日(水) 【場所】中央公民館 2 階 教育長室	野辺地町教育構想検討委員会から教育長へ答申 (※委員長・副委員長対応) ・第 3 期教育振興基本計画、町立小学校適正規模・適 正配置に関する基本方針についての答申
令和元年 12 月 20 日(金) 【場所】中央公民館 2 階 第 1 研修室	野辺地町教育委員会第 9 回定例会 ・第 3 期教育振興基本計画(案)策定に係る中間報告
令和元年 12 月 21 日(土) ～令和 2 年 1 月 19 日(日)	第 3 期野辺地町教育振興基本計画(案)に係るパブリ ックコメントの実施 ・閲覧場所…中央公民館ロビー、馬門公民館談話室、 町ホームページ ・意見の提出方法…電子メール、直接持参、郵送及び ファックス ・提出意見…0 件
令和 2 年 1 月 14 日(火) 【場所】役場 2 階議場	野辺地町議会全員協議会 ・第 3 期教育振興基本計画(案)について
令和 2 年 2 月 19 日(水) 【場所】中央公民館 1 階 ホール	野辺地町教育委員会第 11 回定例会 ・第 3 期教育振興基本計画の策定について

野辺地町教育構想検討委員会設置要綱

平成30年7月24日

野辺地町教育委員会告示第4号

(設置)

第1条 野辺地町において、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づく教育の振興のための施策に関する基本的な計画（以下「野辺地町教育振興基本計画」という。）を策定するに当たり、幅広い意見を反映させるため、野辺地町教育構想検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 検討委員会は、検討委員会の委員（以下「検討委員」という。）13人以内をもって組織する。

2 検討委員は、次に掲げる者のうちから野辺地町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 地域住民
- (4) その他教育長が必要と認める者

(役割)

第3条 検討委員会は、教育長の諮問に応じ、次に掲げる事項について協議し、その結果を答申する。

- (1) 野辺地町教育振興基本計画の策定に関すること。
- (2) その他野辺地町の教育の振興に関し必要な事項の検討に関すること。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、野辺地町教育振興基本計画の策定にかかわる事務が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長は、会議を総括し、検討委員会を代表する。
- 5 副委員長は、会長を補佐し、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 会議は原則公開とする。

(謝金)

第8条 委員が会議に出席したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。ただし、教育委員会が別に定めるものについては支給しないことができる。

(旅費)

第9条 委員が会議に出席したときは、別に定めるところにより、旅費を支給する。ただし、行政及び教育機関の職員で、公用車等を使用した場合は支給しない。

(庶務)

第10条 検討委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるほか、検討委員会の運営に必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和元年6月20日野辺地町教育委員会訓令甲第4号）

この訓令は、公表の日から施行する。

野辺地町教育構想検討委員会委員名簿

氏 名	所 属・役 職 等
河 島 靖 岳	野辺地町教育委員会 教育長 ※平成３０年度検討委員会委員長 ※令和元年度に委員を退任
藤 川 雅 之	野辺地町校長会 会長 (野辺地中学校校長) ※平成３０年度検討委員会副委員長 ※令和元年度検討委員会委員長
濱 田 学	若葉小学校ＰＴＡ 会長 ※令和元年度検討委員会副委員長
佐 々 木 隆 一	上北教育事務所 主任指導主事 ※平成３０年度のみ
檜 舘 満	上北教育事務所 教育課長 ※令和元年度のみ
二 ツ 森 牧 彦	野辺地町教頭会 会長
金 田 正 美	青森県立野辺地高等学校 教頭
橋 場 保 人	八戸学院野辺地西高等学校 校長
木 村 雅 子	馬門小学校 学校評議員
酒 田 正 藏	野辺地町スポーツ推進委員 会長
柴 崎 の り 子	社会教育委員 議長
佐 伯 一 美	たけのこ保育園 園長
新 山 か つ え	カトリック幼稚園 園長
海 津 敏 世	元小学校校長



第3期野辺地町教育振興基本計画

発行日 令和2年2月

編 集 野辺地町教育委員会

〒039-3131 青森県上北郡野辺地町字野辺地1番地15

TEL 0175-64-2119（直通）

FAX 0175-64-3604